

「（仮称）肥薩風力発電事業計画段階環境配慮書」についての 熊本県知事意見

「（仮称）肥薩風力発電事業計画段階環境配慮書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 事業実施想定区域周辺の自然環境として、水源かん養保安林や鳥獣保護区などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していること、また、周辺において複数の風力発電事業が計画されていることから、地下水、動植物、生態系、景観等について他の事業との累積的な影響が懸念される。このことから、周辺で計画されている風力発電事業について、他の事業者と情報共有を行い、累積的な影響について適切な予測、評価を行うこと。
- (2) 芦北町及び水俣市は、事業実施想定区域には含まれないものの近接した地域であり、事業による影響を受ける可能性が考えられるため、方法書において、これらを対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する自治体に追加する必要があるか検討すること。

[大気環境]

〈騒音及び低周波音〉

- (1) 風力発電機の設置予定範囲から 1km 以内の北側及び北東側に住居等があることから、現地の風況を踏まえて、これらの地域における騒音等のシミュレーションを行い、その結果をもとに風力発電機の配置を検討すること。
- (2) 大型資材等の搬入にあたって道路拡幅工事を実施する場合は、騒音・振動が発生する可能性があるため、適切な現地調査を計画すること。

[水環境]

〈水質〉

- (1) 事業実施想定区域は球磨川や久木野川等の源流域及び水源かん養林となっていることから、本事業による水質への影響や災害対策について十分な検討を行うこと。

[動物・植物・生態系]

〈植物〉

- (1) 尾根に管理用道路等ができると、シカが容易に移動できるようになり、食害による植生への影響が懸念されるため、こうした観点での影響予測等を検討すること。

〈生態系〉

- (1) 事業実施想定区域周辺には保安林、自然林、鳥獣保護区といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、直接的な改変が行われなくても、事業実施想定区域の動植物に影響があれば、周辺環境にも影響が及ぶ可能性が考えられるため、適切な調査、予測、評価を行うこと。

また、これらの重要な自然環境のまとまりの場の機能が損なわれないよう、事業実施による影響の回避・低減について検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 事業実施想定区域周辺において、「鬼ノ口棚田」及び「寒川地区棚田」が日本の棚田百選に認定されていることから、これを景観資源や主要な眺望点とすべきでないか検討すること。
- (2) 球磨村の「大瀬鍾乳洞」について、景観資源として追加する必要があるか検討すること。
- (3) 集落や生活道路からの眺望への影響について、調査、予測、評価する必要があるか検討すること。

〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 事業実施想定区域及び周辺には、日本の棚田百選認定の棚田があることから、これらを人と自然との触れ合いの活動の場として調査、予測、評価する必要があるか検討すること。
- (2) 球磨川は、ラフティングや鮎釣りの名所としての利用があることから、人と自然との触れ合いの活動の場として対象とすべき地点がないか検討すること。